

## 固定資産の現況が かわった人はご連絡を

税務課

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を持つている人に対して状況に応じ課税されます。

現在、市ではこれらの調査を行っているが、家屋の滅失等については、把握もれが生じやすいことから、正確で公平な課税をするため、平成11年中に次のような変更があった人は、12月24日（金）までに、固定資産税係へご連絡ください。

※土地の利用状況や現況地目の変更

※家屋を取り壊したとき

※家屋を改築して用途を変更したとき

※未登記の家屋を売買したり、所有者を変更したとき（ご連絡のない場合は、旧所有者に税金がかかることがあります）

また、2戸以上の家屋が利用する私道（共有道路）について、軽減措置を実施しています。

手続を済まされていない人は、手続をお願いします。

◆問い合わせ  
固定資産税係 ☎ 231125

## 「交通遺児等育成資金」等ご案内

福祉課

◆貸付対象者

自動車事故によって死亡された人の子ども、または重度の後遺障害者になられた人の子ども（0歳から中学生まで）を扶養している保護者

◆貸付金額

一時金 154,000円  
毎月 19,000円  
入学支度金（入学時） 44,000円

◆利子 無利子

◆返還期間 中学卒業後1年

えおき、20年以内の均等返還。ただし高校・大学等へ進学した場合、在学期間は返還を猶予できます

◆支給対象者

自動車事故による重度後遺障害者で常時介護を必要とする人

◆介護料

入院日額 4,500円  
自宅日額 2,250円

◆問い合わせ

社会福祉係 ☎ 231157

## いきいき国民健康保険

### 交通事故にあったとき

市民課

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から被保険者が受けたけがや病気は、原則として加害者が負担することになります。ただし届出によって一時的に国保や老人医療を使っても治療を受けることができます。

◆必ず警察に連絡を 必ず加害者を確認し、自動車のナンバー、運転免許証等の必要事項を記録します。そのうえで警察へはもちろん、国保医療係へ必ず届け出ましょう。

◆示談は届出のあと 加害者と話し合いがつかなかったり、加害者にお金の持ち合わせがないような場合は国保や老人医療で診療を受けることは差し支えありません。そのためには、国保医療係への届出が欠かせません。示談をあげる必要はありません。

※届出に必要な書類

保険証、交通事故証明書  
印鑑、（医療受給者証）

◆無届けでの治療は 届け出なしに加害者から治療費を受け取っていると国保や老人医療を使うことはできません。医療費の全額を自己負担しなければならなくなります。

### 第21回 新春初歩き大会

体育課

◆とき 1月1日（土）  
午前6時30分

高山オートキャンプ場駐車場  
集合

◆ところ 高山（青海）

◆持参品 「ぞうに」用もち1個を持参してください

◆申込期限 12月20日（月）  
（当日参加も可能です）

◆申込・問い合わせ  
体育係 ☎ 231180

## 募集 市営住宅入居者

建設課

◆所在 通：1戸、俵山：1戸

◆家賃（月額）  
2,400円～19,000円

◆資格

- ①同居か同居しようとする親族がいる人（高齢者等は単身可）
- ②住宅に困窮していることが明らかなる人
- ③入居の申込みをした日において、公営住宅法で定める収入基準に適合する人（一般世帯：月額20万円以下、高齢者、障害者等の世帯：月額26万8千円以下）

◆選考方法  
書面審査・実態調査のうえ有資格者を選考し公開抽選により入居順位を決定します。

◆申し込み  
期間 12月6日（月）～10日（金）

◆問い合わせ  
管理係 ☎ 231147